

大阪市立喜連小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では、「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「自ら学ぼうとする子。思いやりのある子。元気でくじけない子」の育成のために、「喜連小学校いじめ防止基本方針」を策定し、取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見、早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① 全ての児童を対象に、いじめの未然防止、早期発見に取り組む。
- ② いじめを絶対に許さない学校の雰囲気作り。見て見ないふり、無関心の防止。
いじめの報告に対する仕返し行為の徹底防止。
- ③ 家庭・地域との連携、また教育委員会・関係諸機関との連携を進める。

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめを未然に防ぐための取り組みを全教職員で行う。

3.1 授業改善について

- ①全ての児童が参画し、分かる喜びが味わえる授業作りを進める。
- ②規律の確立や、集団作り、仲間作りを進める。
- ③研修会や授業研究を通じて、指導力の向上に努める。

3.2 自己有用感を高めるために

- ①学校の中で、児童に小さな課題を与えて、それが成功したら教職員で褒める「小さな成功体験の積み重ね」を図っていく。
- ②縦割り班活動の一層の充実を通じて、学年を超えた交流、仲間作りの機会を増やす。
- ③あいさつ運動の徹底

3.3 いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①道徳教育や学級活動を充実させ、互いに尊重し合える集団つくりを進める。
- ②「傍観者」もいじめに加担していることを理解できるよう指導する
- ③パソコンや携帯電話を使つたいじめについても見逃さず、早期発見する。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささやかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知・対応する。

- ① いじめアンケートを実施、活用するとともに、必要に応じ教育相談（個人面談）を行う。
- ② 大阪市こども相談センター等、外部機関との連携を進める。
- ③ いじめに関する相談窓口を周知する。
- ④ 勇気を持っていじめを知らせることの意義を継続して教育し、合わせて仕返し行為の徹底防止を図る。

5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、一部の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応する。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的配慮のもとに、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 校内に「いじめ対策委員会」を組織し、全教職員が連携、情報を共有する。
- ② いじめ事案の発見・通報を受けた場合は、管理職およびいじめ対策委員会に報告する。
- ③ 事実確認を行い、被害児童の安全・安心の確保とケア、加害児童への聞き取りと指導に努める。

④ いじめが確認できた場合は、保護者に事実関係を連絡し、家庭と連携して問題解決に当たる。

⑤ 警察等関係諸機関との連携を図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

6.1 学校内の組織

<基本姿勢>

いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に組織的に対応するため、「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成>

校長、教頭、教務主任、生活指導部長、人権教育主担、養護教諭、当該学級担任

<役割>

- ・いじめの未然防止等に関する取り組みの実行、進捗状況の確認、検証。
- ・いじめに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報収集や記録、共有。啓発活動。
- ・いじめの疑いに関する情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への聞き取り、指導・支援方針の決定、保護者との連携を行う。

<年間計画>

調査等 児童対象アンケート 年3回

6.2 保護者や地域・関連組織との連携

①ホームページや、学校だより、学年だより等による情報発信・啓発を行う。

②学校協議会に提案し、家庭・地域と連携した協力体制の構築に努める。

③必要に応じて、いじめ対策委員会への地域や関連機関の参加を要請する。

6.3 取り組み内容の検証

「運営に関する計画・自己評価」等を通じて、自己検証を行い、学校協議会にて評価を受ける。

7. 重大事案への対処

①「生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑い」

②「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

以下の各項目を意識の上、着実に実行する。

- ・隠蔽しない。誠意ある対応。窓口の一本化。
- ・調査組織の設置や事実関係の明確化
- ・被害児童およびその保護者へのタイムリーかつ適切な情報提供

※いじめ発見の際の流れ

